鶴ヶ島市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第 9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年1月14日

鶴ヶ島市監査委員 内 野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準(令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号)に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定による 監査)及び定例監査(同法同条第4項の規定による監査)

3 監査の対象

- (1) 総合政策部 政策推進課
- (2) 市民生活部 安心安全推進課

4 監査の着眼点

令和3年度(4月から9月まで)の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が 法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を 聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所:鶴ヶ島市役所401会議室

日程:令和3年11月25日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市 民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執 行に努められたい。

(1) 総合政策部 政策推進課

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア)年間マネジメントサイクル及び3か年実施計画の策定事業

令和2年度決算を踏まえた事業評価から、令和4年度予算及び3か年 実施計画について一体的に進行管理を行い、令和4年度から令和6年度 までの3か年実施計画を策定する。

令和4年度から令和6年度までにおける主要事業について、令和3年 8月に関係各課と事業課題ミーティングを実施した。令和4年2月に3 か年実施計画を策定する予定である。

(イ) オリンピック聖火リレー実施経費

オリンピックへの関心と期待を呼び起こすため、東京2020オリンピック聖火リレールートとなった鶴ヶ島市において聖火リレーを実施した。

鶴ヶ島・坂戸区間で14人(各市区間7人)の聖火ランナーが走行し、 東京2020大会に向けて機運醸成を行った。

また、広報8月号に聖火リレーの特集記事を掲載した。

イ 評価・意見・要望

- (ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。
- (イ) 契約事務概ね適正に執行されているものと認められた。
- (ウ) 現金等の取扱い 適正に執行されているものと認められた。
- (エ) 備品等の財産管理 適正に執行されているものと認められた。
- (オ) 文書の処理及び管理 適正に執行されているものと認められた。

(2) 市民生活部 安心安全推進課

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 国土強靭化推進経費

国土強靱化基本法に基づき、大規模自然災害へ備えるため、公共施設の保全・更新や、地域における見守り活動の支援など、平時からハードとソフトの取組を幅広く位置づけた強靱な都市づくりの方向性を示す計画を作成する経費。

平時から取り組む施策を策定することで、大規模自然災害等が起こって も、被害を小さくでき、迅速な災害復旧・復興につながる。

計画に基づき実施される取組に対し関係府省庁の支援を受けることが 可能となる。

(イ) 交通安全標示設置経費

交通事故を未然に防止するため、歩行者等の安全確保や自動車運転者への注意喚起を促すため、「スピード落せ」等の啓発反射看板及び「止まれ」等の路面標示を設置し、交通事故の抑止を図るための経費

市道8路線に横断歩道、停止線、停止指導線、外側線、外側線破線、止まれ、スピード落せ、交差点注意等の路面標示を設置した。

今後も、交通事故が発生した箇所や自治会、PTA等からの要望による 危険箇所へ啓発反射看板及び路面標示等を設置して、継続的に交通安全対 策に努める。

イ 評価・意見・要望

- (ア) 歳入歳出予算の執行 適正に執行されているものと認められた。
- (イ) 契約事務 概ね適正に執行されているものと認められた。
- (ウ) 現金等の取扱い 適正に執行されているものと認められた。
- (エ) 備品等の財産管理 概ね適正に執行されているものと認められた。
- (オ) 文書の処理及び管理 概ね適正に執行されているものと認められた。